

加算税制度の見直し等

平成27年12月3日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局

# 加算税制度の見直し等

## 1. 現行制度の概要

関税においては、国税（輸入貨物に対する内国消費税を含む。以下同じ。）の制度と同様の過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の制度が導入されており、国税の加算税制度の見直しが行われる場合には、関税の加算税制度についても合わせて見直しを行ってきている。

### （1）過少申告加算税及び無申告加算税

関税の過少申告加算税は、納税申告があった場合で修正申告又は更正がされたときに課されるものであり、その割合は、修正申告又は更正に基づき納付すべき税額の10%とされている。

また、関税の無申告加算税は、期限後特例申告書（注1）の提出又は決定等がされた場合に課されるものであり、その割合は、当該申告又は決定等に基づき納付すべき税額の15%とされている。

なお、これらの加算税の規定については、

- ① 修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額を控除して適用する
- ② 修正申告又は期限後特例申告書の提出がされた場合において、修正申告又は提出が、更正があるべきことを予知してされたものでないときは、適用しない（無申告加算税については、5%の割合に軽減する）

こととされている。

（注1）特例輸入者又は特例委託輸入者が提出期限後に提出する特例申告書（納税申告書）

### （2）重加算税

関税の重加算税は、過少申告加算税又は無申告加算税が課される場合で、納税義務者が関税の課税標準等又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実を仮装・隠蔽し、その仮装・隠蔽したところに基づき、納税申告等がされたときに、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるものであり、その割合は、納付すべき税額の35%（無申告の場合には40%）とされている。

## 2. 改正の必要性

### (1) 事前通知を受けて修正申告を行う場合の過少申告加算税等の見直し

国税においては、税務署長等が納税者に対して調査の事前通知を行った直後に当該納税者が多額の修正申告を行い、過少申告加算税又は無申告加算税の賦課を回避していると疑われる事例が顕著となっていることを踏まえ、当初申告のコンプライアンスを高める観点から、調査の事前通知の連絡から納税者が更正があるべきことを予知したときまでの期間については、新たな加算税（更正があるべきことを予知した後よりも一段低い割合の過少申告加算税（5%）又は無申告加算税（10%））の対象とすることを検討している。

関税においても、税関長が調査の事前通知をした直後に修正申告が行われる事例が見られるところであり、国税と同様の新たな加算税の制度を導入することにより、これまで以上に、当初の納税申告の適正化及び納税義務者による自主的な修正申告等の履行が期待できることから、国税において上記の新たな加算税の制度が導入される場合には、関税法においても、同様の制度を導入することが適当であると考えられる。

### (2) 短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の無申告加算税又は重加算税の加重措置の導入

国税においては、無申告加算税又は重加算税の割合が無申告又は仮装・隠蔽を行った回数にかかわらず一律であるため、意図的に無申告又は仮装・隠蔽を繰り返す者に対する牽制効果が限定的であるとして、悪質な行為を防止する観点から、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を課された者が、再びこれらの加算税が課される場合には、これらの加算税について10%の割合を加重する措置を導入することを検討している。

関税においても、近年、仮装・隠蔽をして納税申告をする事例が悪質、巧妙化してきていることを踏まえると、これまで以上に牽制効果を働かせることにより、適正な納税申告の履行を確保することが適当と考えられることから、国税において当該措置が導入される場合には、関税においても、同様の措置を導入することが適当であると考えられる。

### (3) 「正当な理由があると認められるものがある場合」の明確化

他方、国税においては、納付すべき税額に不足額が生じた場合でも、それが課税庁の責による場合には、加算税を課さないこととする取扱いを法令上明確化することを検討している。

(注2) 国税の通達においては、納税者が納税申告及び申告税額の納付【100】がされた場合、当該申告税額につき、減額更正（更正の請求に基づいてされたものを除

く。)【100⇒50】がされた後に、当該申告税額に達しない範囲で税額に係る修正申告又は再更正（増額更正）【50⇒80】がされたときは、当該修正申告又は再更正に基づき納付すべき税額【30】が当該修正申告又は再更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについては、正当な理由に当たるものとして取り扱い、加算税を課さないこととされている。

関税においても、国税の見直しが行われる場合には、納税者の予見可能性を高める観点から、法令において加算税を課さない場合の取扱いを明らかにすることが適当であると考えられる。

### 3. 改正の方向性

以上の考え方を踏まえ、国税において、

- ・ 新たな過少申告加算税及び無申告加算税の制度（更正があるべきことを予知した後よりも一段低い割合の過少申告加算税（5%）又は無申告加算税（10%）の対象とする制度）の導入
- ・ 過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を課された者が、再びこれらの加算税が課される場合には、これらの加算税について10%の割合を加重する措置の導入
- ・ 加算税を課さない場合の取扱いを法令上明確化するための規定の整備がされる場合には、関税についても同様の措置を講ずることが適当ではないか。

# 加算税制度の見直し等(①過少申告加算税等の見直し)

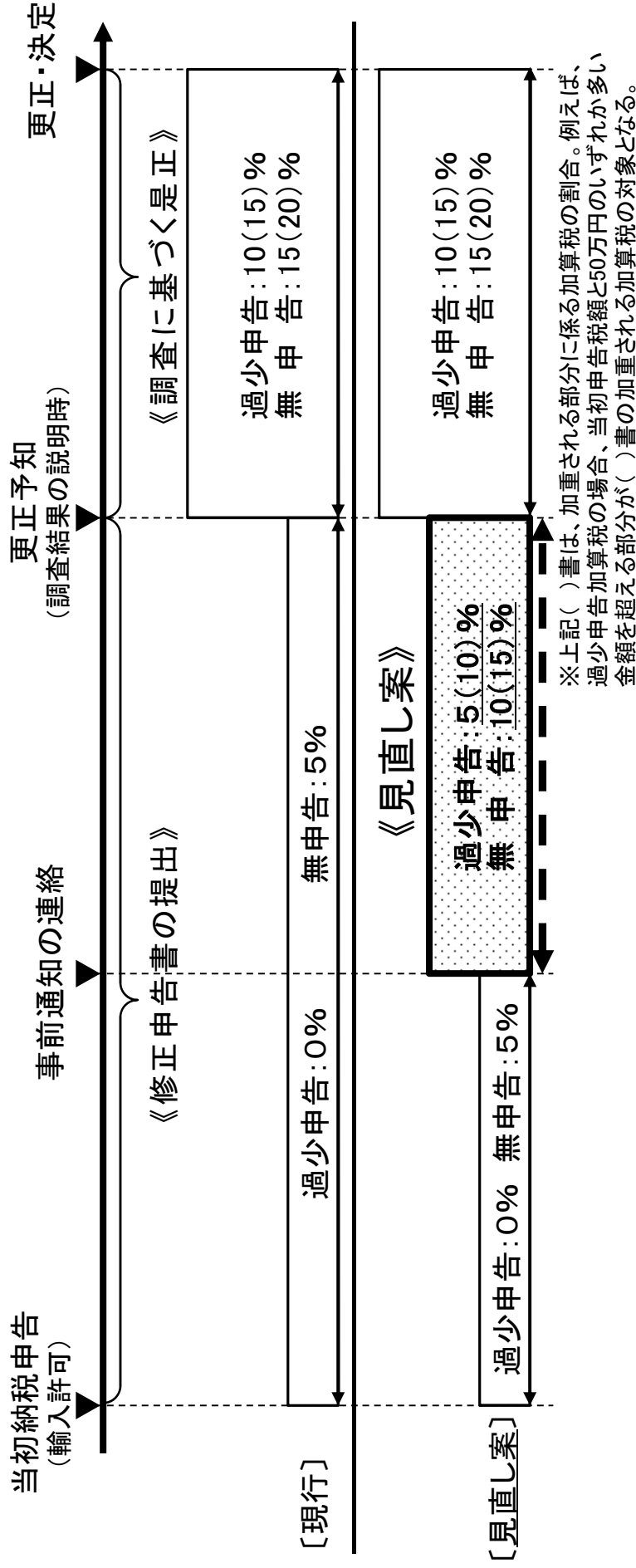
## 背景

国税については、事前通知の直後に多額の修正申告等を行い、加算税の賦課を回避している事例が顕著であるとして、当初申告のコンプライアンスを高める観点から、「事前通知(※)」から「更正予知」までの期間については、新たな加算税(「更正予知」後の加算税よりも一段低い加算税)の対象とすることを検討している。

(※) 調査を行う旨及び調査対象期間等を通知した後は、新たな加算税の対象となる。

## 改正案

関税についても、当初の納税申告の適正性及び自主的な修正申告の履行を高める観点から、国税の見直しの状況を踏まえ、「事前通知」から「更正予知」までの期間については、新たな加算税(「更正予知」後の加算税よりも一段低い加算税)の対象とする。



# 加算税制度の見直し等(②重加算税等の加重措置の導入)

## 背景

国税については、現行の加算税率が「無申告又は仮装・隠蔽」が行われた回数にかかわらず一律であるため、意図的に「無申告又は仮装・隠蔽」を繰り返す者に対する牽制効果は限定的として、悪質な行為を防止する観点から、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を賦課された者から、再び「無申告又は仮装・隠蔽」に基づく修正申告書の提出等があった場合について、加算税を10%加重する措置を導入することを検討している。

## 改正案

関税についても、課税価格を偽って納税申告をする等、悪質・巧妙な事例が見受けられることから、国税の見直しの状況を踏まえ、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税が賦課された者に対し、再び無申告加算税又は重加算税を賦課する場合には、これらに加算税を10%加重する措置を導入する。

× 1年3月1日 × 1年10月

法定納期限

× 5年9月

× 6年10月

5年以内

調査において  
“無申告”又は“仮装・隠蔽”  
の事実に基づく処分

※短期間に繰り返して  
無申告又は仮装・隠蔽

数年後、調査において、再度  
“無申告”又は“仮装・隠蔽”  
の事実に基づく処分



10%加重



【見直し案】

《無申告の場合》 無申告加算税 ⇒ 15% (20%)  
《仮装・隠蔽の場合》 重加算税 (過少申告) ⇒ 35%  
重加算税 (無申告) ⇒ 40%

《無申告の場合》 無申告加算税 ⇒ 25% (30%)  
《仮装・隠蔽の場合》 重加算税 (過少申告) ⇒ 45%  
重加算税 (無申告) ⇒ 50%